

令和5年度
第9回観音寺市農業委員会定例会
議 事 録

令和5年12月15日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年12月15日（金） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 19人

- 1番 合田 政光（会長）
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男（副会長）

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について＜農業委員会許可＞
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について ＜香川県知事許可＞
- 議案第5号 非農地証明について ＜農業委員会許可＞
- 議案第6号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長（農政管理係長）	片桐 崇之
事務局主任（農地係長）	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

事務局長 ただ今から令和 5 年度観音寺市農業委員会第 9 回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規程に基づき、現に在任する委員 19 人の過半である 19 人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に基づき議事録署名委員を 2 名指名させていただきます。

署名委員さんは 8 番 篠原 元良 委員、並びに 14 番 小出 由弘 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第 1 号について説明させていただきますので、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可する。

令和 5 年 12 月 15 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 8 件です。

議案書 3 ページをご覧ください。

1 番の譲渡人は、非農家のため農地を手放したいと考えていたところ、譲受人との間で有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人の住民票上の住所は高松市ですが、実家である大野原町大野原を拠点に、相続により取得した自身名義の農地にて営農しており、現地調査で営農していることが確認できたことから、問題ないと判断するものです。

2 番の申請地は、砂防ダム関係の工事に際し、農地の大部分が県への収用となったことから、残地について隣接農地の所有者に渡すことを検討し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人としては、自身の農地が申請地を囲むような形状をしており、本件により農地利用の効率化を図るものです。

3 番の譲渡人は、労働力不足により経営規模の縮小を考えておりました。

申請地についても処分を検討し、隣接農地の所有者に打診したところ、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4 番の申請地は残存小作地であり、小作人が所有権を取得するものです。

申請地周辺は圃場整備の話があり、その協議の中で、残存小作地であった申請地についても双方で相談し、小作人である譲受人が所有権を取得することではなしがまとまったものです。

5 番の申請地は、議案第 3 号 2 番の転用案件に関連するもので、転用予定地以外の農地について譲受人側で管理することで話がまとまったため、所有権を取得するものです。

譲受人の現住所は三豊市となっておりますが、申請地が市境にあるためで、実際は隣接地に居住しております。また、いずれは申請地東側の転用予定地に居住見込みであり、立地から考えて問題ないと判断するものです。

6 番は譲渡人は県外在住であり、これまでも譲受人が申請地の管理を行っておりました。譲渡人

は管理が難しいことから、相談の結果、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人としても、譲受人の敷地を通らなければ申請地へトラクター等の進入が難しいことを考慮し、今後も管理していく方針です。

7番の申請地は、譲受人所有の隣接農地と一体の形状をしており、これまでも譲受人側が管理しておりました。譲渡人が非農家であることから、双方で相談した結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

8番の申請地は、過去にあった前面の市道工事に際し、譲渡人と譲受人の農地の交換を行ったとのことでしたが、所有権移転登記ができておりませんでした。

そのことが分かり、改めて双方で話し合った結果、過去の話のとおり所有権移転をすることとなり、本申請に至ったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1、2番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8番について、大西 哲治郎 委員 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年12月15日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の申請者は馬場 廣子様です。

転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、流岡町字井手端 256 番 3 外 1 筆で常磐小学校から北約 800m に位置し、県道観音寺池田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅の 310 m²です。併せ地は宅地 574.54 m²、合計で 884.54 m²です。

利用計画ですが、建物の面積が 494.86 m²で土地利用率は 55.95%です。

昭和52年頃に倉庫、平成元年頃に農家住宅を新築しました。農地法に違反していると今回知り、深く反省しています。今後はこのようなことがないように、始末書を付しての申請です。

2 番の申請者は細井 康司様です。

転用目的は農地造成で、一時転用を更新しようとするものです。

申請場所は、大野原町福田原字池奥 768 番 7 で萩原小学校から南東約 2200m に位置し、市道大谷奥野線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が畑 5767 m²です。

資金計画は、造成費 8 万円を自己資金で賄うものです。

農地の地盤面が前面道路より低く、深い谷上となっており、地盤をあげるにより効率的に耕作できるようにするため、農地造成を行う予定です。

今回、当初の予定量であった 10,000 m³ほど良質な建設残土が準備できず、造成途中となっております。工事は 5 割ほどは終わっており、3 年以内に完了予定です。その後は、所有者がみかん（不知火しらぬい）などの柑橘類の果樹を約 230 本植樹し、果樹園芸を行う予定です。

これらのことから農地復元の確実性が見込まれること、農地造成後の利用について確認できていること、また、農地転用に伴う隣接農地関係者の同意や、地元土地改良区の了解も得られていることから許可相当と考えます。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 3 について説明させていただきますので、議案書の 7 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 5 年 12 月 15 日農業委員会会長からの提出です。
申請件数は 6 件です。

1 番の申請者は小西不動産 株式会社 代表取締役 小西 弘子様で、観音寺市柞田町に主たる事務所を置き昭和 47 年設立、資本金 1000 万円で、不動産業一般を営む法人です。

転用目的は宅地分譲で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、昭和町一丁目甲 1670 番 7 外 1 筆で観音寺小学校から南東約 800m に位置し、市道大開 3 号線に 50 メートル入った都市計画用途地域第一種住居地域の第 3 種農地であり、転用面積は登記地目が雑種地、現況地目が田 184 m²です。併せ地は宅地 374.41 m²、合計で 558.41 m²です。

利用計画ですが、分譲用地を 3 棟造成予定です。

転用に至った理由ですが、昭和地区で引き合いが何件かあったため、同地区内で分譲地となる土地を探していたところ、空き家の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。申請地は宅地の一部現況地目が農地となっていたための転用申請です。

2 番の申請者は島 直幹様です。

転用目的は分家住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、中田井町字辻岡 23 番 1 で三豊中学校から南約 400m に位置し、市道三中下岡線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 499 m²です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建 169.61 m²で土地利用率は 33.99%です。

転用に至った理由ですが、現在の住居に近く、両親の住宅の近隣で住宅用地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡し人と話がまとまり転用申請に至りました。

3番の申請者は西日本高速道路株式会社四国支社 香川高速道路事務所 所長 仁科 忠裕様で、香川県善通寺市金蔵寺町に主たる事務所を置き平成 17 年設立、資本金 475 億円で、高速道路の運営・管理を営む法人です。

転用目的は搬出土の仮置場で、賃借権を設定しようとするものです。

申請場所は、古川町字南下 1135 番 1 外 15 筆で一ノ谷小学校から南西約 700mに位置し、市道側道上出本大線に 100 メートル入った都市計画内非線引き地域の第 1 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が田 10300 m²です。

転用に至った理由ですが、スマートインターの整備に向けて流用土仮置き場が必要になり、市が申請地を借り受けるため、令和 4 年 4 月、9 月に一時転用を申請しておりました。今回、市から西日本高速に借主が変更となることから、本申請に至りました。一時転用後は、仮置きした耕土を元に戻し営農できる状態に戻す予定です。

4番の申請者は株式会社 カンケン 代表取締役 石川 利勝様で、観音寺市大野原町萩原に主たる事務所を置き昭和 36 年設立、資本金 4000 万円で、コンクリート二次製品の製造・販売を営む法人です。

転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字寺上 2640 番 1 外 1 筆で旧萩原小学校から南東約 900mに位置し、市道寺池寺上線に 50 メートル入った都市計画区域外なし第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 2748 m²です。

資金計画は、土地代 1800 万円、造成費 700 万円、建築費 3900 万円で、合計 6400 万円を自己資金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、従業員駐車場や事業用車両及び来客駐車場を敷地内に確保できておらず、適当な場所を探していたところ、会社隣接地の農地所有者が管理に苦慮しているため、話がまとまり転用申請に至りました。

隣接農地所有者や土地改良区、水利組合の同意があることから、許可相当と考えるものです。

5番の申請者は株式会社 MARU不動産 代表取締役 真部 瑠美様で、観音寺市大野原町大野原に主たる事務所を置き平成 23 年設立、資本金 100 万円で、不動産業一般を営む法人です。

転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権しようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字下の川 1152 番 1 外 1 筆で豊浜小学校から西約 200mに位置し、市道国道小学校線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 941 m²です。併せ地は雑種地 50 m²、合計で 991 m²です。

利用計画ですが、建売分譲住宅 2 棟 2 階建 220.20 m²で土地利用率は 22.21%です。

資金計画は、土地代 590 万円、造成費 400 万円、建築費 3000 万円で、合計 3990 万円を借入金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、豊浜地区で引き合いが何件もあり、分譲住宅用地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡し人と話がまとまり転用申請に至りました。

6番の申請者は5番と同様の法人です。

転用目的は公衆用道路で、有償の所有権しようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字下の川 1154 番 4 で豊浜小学校から西約 200mに位置し、市道国道小学校線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地 50 m²です。併せ地は宅地 941 m²、合計で 991 m²です。

今回の申請ですが、公衆用道路が市道認定されていないため、法人が1/2を取得し、共同所有することで話がまとまり、本申請に至りました。
議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたい
と思います。

議長（会長） 2番、3番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番と6番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。それでは事
務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、
議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号 別紙記載の農地転用許可後の事業計画の変更については、香川県農地関係事務処理
要領の第3の1（3）①の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年12月15日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。議案書ページをご覧ください。

1、2件目は、（株）MARU 不動産 の案件で、分譲住宅の工期を延長するものです。

1件目は、当初令和3年6月27日までの工期で、3棟を分譲予定で現在2棟の分譲が完了して
いる状況です。延長後は令和7年6月27日までの工期となる予定です。

2件目は、当初令和5年3月25日までの工期で、8棟を分譲予定で現在2棟の分譲が完了して
いる状況です。延長後は令和7年3月25日までの工期となる予定です。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」
は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお
願いいたします。

農地係長 それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の14ペー
ジをご覧ください。

議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係
る事務処理要領により、承認する。

令和5年12月15日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の申請は、観音寺市八幡町一丁目で観音寺中学校から南東に約360mに位置し、登記地目は
畑、現況地目は宅地、面積が102㎡です。

現在、申請地は居宅の敷地の一部となっており、過去の航空写真を確認したところ農地法施行前
から宅地の敷地として利用していることが確認できたことから、
非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番の申請は、観音寺市大野原町田野々字田茂^{たも}で旧五郷小学校から南西に約3200mに位置し、登

記地目は田、現況地目は山林、面積が 894 m²です。

過去の航空写真を確認したところ、少なくとも平成 10 年頃には山林化していることが確認できることから、非農地の認定基準の「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第 5 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号「非農地証明願いについて」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 6 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

議案第 6 号について説明いたします。議案書の 16 ページをご覧ください。

議案第 6 号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条及び第 10 条の規定により原案のとおり決定する。

令和 5 年 12 月 15 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 17 ページをご覧ください。議案第 6 号別紙 農用地利用集積計画(所有権移転)(案)ですが、こちらは、農地機構を通じた 農地の売買を記載したものになり、令和 5 年 12 月 28 日 公告案となります。

農用地区域内の農地については、農地の集積・集約化を促すため、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により譲渡した場合は、その所得に関して 800 万円の特別控除が適用されます。現在は経過措置として、附則 5 条により、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の農用地利用集積計画により譲渡した場合も同様の扱いとなっています。

集積計画によるため、所有権移転においてもその公告が必要であるため本議案に上程しております。No.1 の案件は、譲り渡し人の畑で 925 m²を機構を経由して、八幡町の認定農業者の方(合田政光：畜産 業)に譲り受け予定となっております。

いずれの売買についても、12 月に地元の農業委員さんと土地所有者、また、買受者との間で利用調整会 を開催し、調整は終了しております。

次の 18 ページをご覧ください。

これは 12 月 1 日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和 5 年 12 月 28 日 公告(案) になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	。 m ²	豊田地区	0 m ²
高室地区	6,422 m ²	栗井地区	819 m ²
常磐地区	6,452 m ²	一ノ谷地区	3,917 m ²
柞田地区	26,932 m ²	大野原地区	8,473 m ²
木之郷地区	355 m ²	豊浜地区	3,483 m ²

です。合計、現況地目で田 57 筆、畑 0 筆、合計面積 56,853 m²において賃借権などの 設定が提出されました。（継続 40 筆、新規 17 筆）

農地の貸付人(かしつけにん)、借受人(かりうけにん)等につきましては、19 ページから 32 ページに記載しております。今月は 27 件の申出があり、賃貸借(ちんたいしゃく)が 32 筆、使用 貸借(しょうたいしゃく)が 25 筆ありました。

今回の貸借について、特に疑義となる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略します。次に 33 ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したもので、令和 5 年 12 月 28 日 公告(案)にな

ります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0 m ²	豊田地区	3,403 m ²
高室地区	0 m ²	栗井地区	0 m ²
常磐地区	0 m ²	一ノ谷地区	0 m ²
柞田地区	20,431 m ²	大野原地区	12,671 m ²
木之郷地区	0 m ²	豊浜地区	3,097 m ²

です。合計、現況地目で田 38 筆、畑 0 筆、合計面積 39,602 m²において貸借権などの設定が提出されました。（継続 4 筆、新規 34 筆）

農地の貸付人(かしつけにん)、借受人(かりうけにん)等につきましては、34 ページから 43 ページに記載しております。今月は 23 件の申出があり、賃貸借(ちんたいしゃく)が 22 筆、使用貸借(しょうたいしゃく)が 16 筆ありました。

貸付者(かしつけしゃ)から農地機構、機構から借受者(かりうけしゃ)へ同日付で転貸(てんたい)され、令和 6 年 1 月 1 日付で設定される予定の貸借となります。

議案第 6 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 6 号について何かご意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 6 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 7 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第 7 号について説明いたします。議案書の 44 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画(案)」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を聴取する。

令和 5 年 12 月 15 日 農業委員会 会長からの提出です。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定

までは従前通りであり、また、機構の行う貸借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画(案)を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

今回は、農地利用権の移転等に伴う 1 件です。

所有者の意向により、機構専門員と相談し、農地の借受人を探したり、借受人の解約や農地の拡大意

向等により、機構専門員を通じて権利移転が成立したりしたものになります。

詳しい権利の移転については 45 ページに記載しております。

権利の移転にかかる契約期間の終期は同じで、始期だけが今回新たに借受人になった方に移転した日 で更新されております。

今後の手続きについては、本定例会における農業委員会の意見を農地機構が集約し、促進計画を県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、令和 6 年 2 月 1 日 からとなります。

議案第 7 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 7 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第7号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

〔連絡事項〕

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和5年度第9回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後14時30分閉会>